

事 務 連 絡  
令和4年3月31日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について

標記について、一般社団法人全国消防機器協会から事業の実施に係る協力依頼がありました。(別紙参照)

本事業は、消防庁が実施している「住宅防火・防災キャンペーン(実施期間9月1日～9月21日)」にあわせて実施されるもので、高齢者等世帯に対し無料で住宅用火災警報器等を配布する事業です。

住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、ご協力についてご検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事業に関する問い合わせ及び申請につきましては、下記事務局にお願いします。

記

【問い合わせ及び申請先】

〒105-0021

東京都港区東新橋1-1-19 ヤクルト本社ビル15階

一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」事務局

T E L 03-6263-8570

F A X 03-6263-8572

Eメール:[kikikain@nfes.or.jp](mailto:kikikain@nfes.or.jp)

【担当】

消防庁予防課予防係 佐藤・河野

電話：03-5253-7523

E-mail: [t3.kawano@soumu.go.jp](mailto:t3.kawano@soumu.go.jp)

全消機協第 21 号  
令和 4 年 3 月 1 8 日

消 防 庁  
予防課長 白 石 暢 彦 様

一般社団法人全国消防機器協会  
会 長 金 森 賢 治  
【公印省略】

「社会貢献委員会」が実施する住宅防火・防災キャンペーンにあわせた住警器等の配付モデル事業への協力について(お願い)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして、多大なご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国消防機器協会(以下「協会」という。)におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、活動しているところであります。

特に、平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の設置が義務化されたことを踏まえ、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者等(災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。以下同じ。)世帯に住警器、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防災品を贈呈させていただいております。

令和 4 年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住警器の更なる普及や円滑な取替え並びに消火器及び防災品の普及促進を図るため、**別添1「住警器等配付モデル事業実施要綱」**を策定しました。

この要綱に基づき、地域の高齢者等世帯に対する住警器、消火器及び防災品(以下「住警器等」という。)の配付及び取付けを行うモデル事業(以下「配付モデル事業」という。)を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村、消防本部等に対して、当該配付モデル事業の実施希望者の募集を行うことといたしました(事業の概要については、**別添2参照**)。

つきましては、当該配付モデル事業が円滑に実施できますよう、貴庁から各都道府県にご協力方のお口添えを賜りたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 配付モデル事業実施対象地区

配付モデル事業実施対象地区は、住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)等が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配付及び取り付け等の配付モデル事業に協力が可能な地区とする。

- (1) 1地区当たり配付対象となる高齢者等のみの世帯が、概ね100世帯以上であること。なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあつては、複数の地区とすることができること。

(2) 配付モデル事業を行うことにより、住警器等についての普及の促進に効果があると認められること。

特に住警器については、各市町村等の火災予防条例により、設置の義務付けがされていること等を踏まえ、適切な広報・指導等の実施が期待されていることに留意すること。

(3) 消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、配付した住警器及び消火器の取り付けが行え、火災などの災害時に高齢者等世帯への支援体制ができる環境が整っていること。

(4) 原則として、申請に係る配付モデル事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」等から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付モデル事業の実施を予定している地区が異なる場合には、対象となること。

(5) 配付モデル事業実施地区決定後又は配付モデル事業実施にあたっては、当該地区の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供を行うこと。

## 2 贈呈予定の住警器等

(1) **住警器**は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器とし、寄贈個数は一地区当たり100個とする。

(2) **消火器**は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とし、寄贈本数は一地区当たり25本とする。

(3) **防災品**は、公益財団法人日本防災協会が認定する防災品のうち防災毛布とし、一地区当たり25枚とする。

## 3 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付モデル事業実施地区決定後において、1乃至2地区において贈呈式及び住宅防火対策講演会を当協会及び実施地区団体(申請者など)との共催により行う予定としており、協力いただける団体を募集します。

## 4 申請書

「住警器等配付モデル事業実施要綱」(別添1) 別記様式による。

## 5 申請期限

令和4年5月31日(火) 必着

(:電子メール、FAXでの申込みも可とします。)

## 6 申請書提出先

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目1番19号 ヤクルト本社ビル 15階

一般社団法人 全国消防機器協会 「社会貢献委員会」

TEL 03-6263-8570 FAX 03-6263-8572

Eメール [kikikain@nfes.or.jp](mailto:kikikain@nfes.or.jp)

事務局 (担当者 橋本/鈴木(麻))

## 令和4年度 住警器等配付モデル事業実施要綱

令和4年3月15日 制定  
一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

### 第1 目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要である。

このため、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」（以下「社会貢献委員会」という。）では、全国の高齢者等（災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。以下同じ。）世帯に対し、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）、住宅用消火器（以下「消火器」という。）及び防災品の配付及び取付けを行うモデル事業（以下「配付モデル事業」という。）を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住警器、消火器及び防災品（以下「住警器等」という。）のさらなる普及促進を行うことを目的とするものである。

### 第2 住警器等

贈呈する住警器等は、次のものとする。

- 1 住警器は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年1月25日総務省令第11号）に適合する警報器（煙を感知する性能を有する住宅用火災警報器）とする。
- 2 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令（平成12年9月14日自治省令第44号）に適合する住宅用消火器とする。
- 3 防災品は、（公財）日本防災協会が認定する防災品のうち、防災毛布とする。

### 第3 配付モデル事業を実施する地区の件数

住警器等配付モデル事業（以下「配付モデル事業」という。）は、市町村（又は消防本部）内の地区のうち、高齢者等世帯の占める割合が多く、かつ、住宅防火対策の推進について、自主的な取り組みを実施している住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会（連絡会等を含む。）、自治会等が整備されている地区を対象とし、**20**地区を限度に選定する。

### 第4 配付モデル事業実施地区の要件

配付モデル事業実施地区の要件は、次のとおりとし、当該地区において配付モデル事業が円滑に行うことができると認められる地区とする。

- 1 一地区当たり配付対象となる高齢者等のみの世帯が、概ね100世帯以上であること。なお、1地区でこの要件を満たさない場合にあっては、複数の地区を対象とすることができること。

2 配付モデル事業を行う事により、住警器等についての普及の促進に効果があると認められること。

特に住警器等については、各市町村等の火災予防条例により、設置の義務付けがされていること等を踏まえ、適切な広報・指導等の実施が期待されていることに留意すること。

3 消防団、女性防火クラブ、自治会等の協力により、贈呈した住警器等の配付、設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者等世帯への支援体制の環境が整っていること。

4 原則として、申請に係る配付モデル事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」から住警器等の配付を受けていないこと。

なお、申請団体が過去に申請されている場合でも、配付モデル事業の実施を予定している地区が異なる場合には、申請の対象となること。

5 配付モデル事業実施地区決定後又は配付モデル事業実施にあたっては、当該地区の住民や報道機関等に対し、配付モデル事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供を行うこと。

## 第5 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施地区の募集

配付モデル事業実施地区決定後において、贈呈式及び住宅防火対策講演会を当全国消防機器協会及び実施地区団体（申請者など）との共催により行う予定としており、協力いただける団体については、申請時にその旨を明記していただきたいこと。

なお、贈呈式及び住宅防火対策講演会については、1 ないし2地区において実施を予定しておりその概要は、次の通りであるが、具体的な実施にあたっては協力をお願いする団体と、別途協議することとしていること。

### 1 贈呈式

当全国消防機器協会会長から事業実施団体の代表の方に直接贈呈（現物及び目録）させていただくこととし、概ね30分程度を予定していること。

### 2 住宅防火対策講演会

次に掲げる内容について、概ね2時間程度を予定していること。

- ① 住宅防火対策全般についての情報提供
- ② 住宅用防災機器の性能機能や設置等に関する技術的情報の提供
- ③ その他

## 第6 配付モデル事業実施地区の選定方法

1 配付モデル事業実施地区の選定については、応募のあった地区を対象に、「住警器等配付モデル事業実施地区選定委員会」において審議し、決定する。

なお、審査は、提出された申請書により行うこととしており、当該申請書に記載さ

れている配付モデル事業実施地区の実情、活動内容等に関する事項が対象となる。

- 2 配付モデル事業実施地区は、各都道府県において、原則として、2地区以内とする。  
ただし、当該地区において、特段考慮すべき事項や特に高い社会貢献が認められる事業提案が有るなど、選定委員会が認めた場合にあってはこの限りではない。

#### 第7 贈呈する住警器等の数量

- 1 贈呈する住警器等の総数は、住警器2,000個、消火器500本及び防災品(防災毛布)500枚とする。
- 2 一配付モデル事業実施地区当たり、原則として、住警器100個、消火器25本及び防災品(防災毛布)25枚を贈呈する。

#### 第8 申請手続等

- 1 第4に掲げる要件に該当し、住警器等の配付モデル事業を希望する者は、「住警器等配付モデル事業申請書」(別記様式)により、「社会貢献委員会」宛申請するものとする。  
なお、申請書類等は、極力、電子データとし、メールにより、送信されたいこと。
- 2 社会貢献委員会は、配付モデル事業実施地区を決定した場合には、当該地区に係る関係者(申請者)に「住警器等配付モデル実施地区決定書」で、通知するものとする。  
なお、配付モデル事業実施地区を決定については、当機器協会のホームページにも掲載する。  
また、併せて、贈呈式及び住宅防火対策講演会に協力いただける団体については、事前に連絡の上、協力を要請する。
- 3 配付モデル事業実施地区に選定されなかった申請者等に対しても、その旨を通知する。

#### 第9 住警器等の設置、維持管理等

- 1 配付後住宅に設置された住警器及び消火器の維持管理については、配付モデル事業実施地区の責任者(申請者)において、配付者に対し必要な情報等を提供し、設置、維持管理が適正に行われるよう配慮するものとする。
- 2 消火器は、火災発生後迅速かつ円滑に操作し、消火することが求められることから、配付対象者の選定にあたっては、世帯構成、火気使用設備機器等の使用状況等を考慮するものとする。  
あわせて、使用済みのもの、設置後概ね10年以上経過したもの、表示されている使用期間が経過したものなどの不要消火器の処理については、その適正な処理と、対応先である消火器リサイクル推進センター、取扱防災店などの情報の提供、広報等に留意していただきたいこと。

3 防災品(防災毛布)の配付にあたっては、配付者に対し防災品の特徴、効果など必要な情報等を提供し、適正に使用されるように配慮するものとする。

特に、防災品を着火物となりやすいカーテン、じゅうたんや枕カバー、シーツなどに使用すると、延焼拡大が抑制され、初期消火、避難などの対応に効果があることや防災品の販売、取り扱い等に関する情報提供や広報等にも留意していただきたいこと。

## 第10 その他

1 住警器等の配付モデル事業を実施した後に、完了した旨の連絡をお願いしたいこと。

なお、配付モデル事業は、極力、住宅防火防災キャンペーン期間（9月1日から9月21日）中に配付を行い、少なくとも年内には配付、取り付けを完了されたいこと。

2 配付モデル事業の実施にあたっては、配付モデル事業実施主体（申請者等）から、確実に配付モデル事業実施地区の責任者等に配付、贈呈が行われるように配慮していただきたいこと。

3 配付モデル事業は、住警器等の普及等を推進していただくために実施することから、その実施に際しては、改めて住警器等の設置の推進、住警器の機能低下（電池切れ、設置後10年以上経過等）に伴う交換の推奨や総合的な住宅防火対策の充実強化の推進等を効果的に行うため、広報活動に努めていただきたいこと。

特に、住警器については、各市町村等の火災予防条例により、設置の義務付けがされていること等を踏まえ、適切な広報・指導等が継続的に実施されることが期待されていることに留意していただきたいこと。

4 住警器等の配付モデル事業実施後概ね1年後（令和5年10月ごろ）に、改めて、配付後の効果等に関するアンケート調査の依頼を行うこととしていること。

## 附 則

この要綱は、令和4年3月15日から実施する。

「社会貢献委員会」が実施する令和4年度敬老の日の「住宅防火・防災キャンペーン」にあわせた住警器等配付モデル事業について(概要)

一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

## 1 事業内容

- (1) 住宅防火対策推進の観点から昨年度に引続き、火災等の災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っている高齢者等世帯(災害時要援護者のうち避難行動要支援者を含む。以下同じ。)に対する住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防災品(防災毛布)の配付モデル事業を行う。
- (2) 贈呈する住警器等の総数は、住警器2,000個(煙式のもの)、消火器500本及び防災品(防災毛布)500枚とし、1団体あたり、原則として、住警器は100個、消火器は25本、防災品(防災毛布)は25枚を贈呈する。
- (3) 配付モデル事業実施地区は、社会貢献委員会が選定する地区(概ね20地区)とする。
- (4) 配付モデル事業の実施者は、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」とする。

## 2 実施方法

- (1) 当該配付モデル事業は、消防庁の協力を得て、当協会「社会貢献委員会」が行う。
- (2) 配付モデル事業実施地区については、当委員会が定める「令和4年度住警器等配付モデル事業実施要綱」に基づき審査・選定する。
- (3) 住警器等の配付及び取り付け時期  
原則として、9月19日の敬老の日を中心に行われる「住宅防火・防災キャンペーン」に併せて実施(9月1日～21日)する。

## 3 スケジュール

令和4年3月15日 「社会貢献委員会」開催 実施計画・要綱等の決定

↓

3月下旬

消防庁予防課長宛機器協会会長名モデル事業実施に関する全国への通知の依頼

↓

4月上旬～5月下旬

配付モデル事業実施地区の公募の開始

募集期間は、4月及び5月の2ヶ月間とする予定



- ① 消防庁から各都道府県を經由し、市町村・消防本部に募集の呼びかけ
- ② 機器協会ホームページに掲載
- ③ 月刊フェスク4月号（日本消防設備安全センター発行）に掲載

**※ 募集の締め切り 令和4(2022)年5月31日(火)**

↓

6月中旬 応募書類の整理及び予備審査

↓

6月下旬 配付モデル事業実施地区選定委員会の開催（実施地区の審査・決定）

↓

7月上旬 配付モデル事業実施地区の決定通知。消防庁へ報告。  
対象外となったところに対する通知

↓

8月中 贈呈開始（予定）

予め、配付モデル事業実施地区の申請者に次の団体又は企業から、直接連絡し、送付日時、場所等の確認、調整する。

住警器 一般社団法人 日本火災報知機工業会（傘下会員企業）

消火器 一般社団法人 日本消火器工業会（傘下会員企業）

防災品 公益財団法人 日本防災協会

↓

9月 住宅防火・防災キャンペーン（敬老の日を含む期間9月1日から21日まで）  
配付モデル事業の実施 住警器、消火器及び防災品を配付・取り付け

※ 配付モデル事業が完了した場合には、その旨の連絡

9月上旬 住警器等の贈呈式及び住宅防火対策講演会  
協力していただける地区(1ないし2地区)において実施

令和4年度 住警器等配付モデル事業申請書

令和4年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

申請者

名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡担当者氏名 \_\_\_\_\_

連絡担当者住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

住警器等配付モデル事業について、下記のとおり申請します。

記

1 事業を実施する地区（住宅防火モデル地区、協議会、自治会等）の名称等

名 称 \_\_\_\_\_

代表者役職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

発足（制定）年月日 年 月 日

2 モデル事業実施地区の状況

(1) 実施地区の概況

① 名 称 \_\_\_\_\_

② 世帯数及び人口 \_\_\_\_\_ 世帯 \_\_\_\_\_ 人

③ 住警器の普及率 \_\_\_\_\_ %

(2) 実施地区内の高齢者（災害時要援護者を含む。）のみの世帯数

約 \_\_\_\_\_ 世帯

(3) 事業実施の協力体制（消防団、婦人防火クラブ、自治会等）

（住警器、消火器及び防災品の配付・設置等に協力が得られる組織の状況）

協力が得られる組織数 \_\_\_\_\_ 組織

〃 人数 \_\_\_\_\_ 人

(4) 過去に市町村等から、無償で住警器、消火器又は防災品の給付を受けていますか。

有り ・ 無し

有りの場合内容を記載

(5) 過去に住宅防火対策等に関し、表彰等を受けていますか。

有り ・ 無し

有りの場合内容を記載

(6) 住警器、消火器及び防災品の普及、設置、使用法等の啓発活動の状況について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている内容を、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい。 ⇒ 必須

(7) 住宅防火対策に積極的に取り組んでいる内容（前年度の活動等を含む。）等について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい。 ⇒ 必須

- 3 住警器等配付モデル事業の実施にあたり、実施予定地区について特筆すべき状況、事情等について、具体的に箇条書きで下欄にご記入下さい。 ⇒ 必須

留意事項

- ※1 実施地区の選定の審査は、特に2(6)、(7)及び3に記載されている内容を重視しますので、状況が把握できるよう具体的に、かつ、詳細に記載をお願いいたします。
- ※2 用紙に記入できない場合には、別葉を追加・添付して下さい。
- ※3 参考となる資料等がありましたら、別途添付して下さい。

- 4 贈呈式及び住宅防火対策講演会の実施への協力について  
(※ 希望する場合のみ記載して下さい。)

希望する。

贈呈式・講演会共催団体名 \_\_\_\_\_

講習会参加予定人数 約 \_\_\_\_\_ 名

- ※ その他意見・要望等がございましたら記載して下さい。